

サービス業部会規定

武蔵野商工会議所

第一章 総則

(名称)

第1条 本部会は武蔵野商工会議所サービス業部会（以下部会）と称する。

(所在及び所属)

第2条 部会は東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目10番7号所在の武蔵野商工会議所（以下会議所）の一部会として会議所に属する。

(目的)

第3条 部会は会議所の定款に定められた原則に基づき、部会の会員が営んでいる事業の適切な改善発達及び会員相互の協力親善を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 部会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 事業に関する調査、研究
2. 事業に関する情報及び資料の収集並びに刊行
3. 従業員の福利厚生に関する行事
4. 事業に関する講演会及び講習会の開催
5. 部会の意志の表示及び要望
6. 事業に関する技術及び技能の普及
7. 会員相互の協力
8. 他部会及び関係諸団体との協調
9. その他部会の目的を達成するために必要な事業

(会議所定款の準用)

第5条 部会の運営については、この規定に定めてあるもの以外は会議所の定款によるものとする。

第二章 会員

(会員資格)

第6条 部会は会議所会員のうち、当部会該当業種を営むものをもって会員とする。

第三章 役員

(役員の種類及び数)

第7条 部会に次の役員を置く。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 5名以内
3. 評議員 100名以内
4. 監事 2名

(役員を選任)

第8条 1. 評議員、監事は部会総会（以下総会と称す）により部会員より選出する。

選出の方法は選挙、又は総会の定める他の方法による。

2. 議員を評議員とする。

3. 部会長及び副部会長は、評議員の互選により選出する。

(部会長及び副部会長の職務)

第9条 1. 部会長は部会を代表し会務を総括する。

2. 部会長は部会の状況を毎年少なくとも一回議員総会に報告しなければならない。

3. 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代行し、部会長が欠員の時はその職務を行う。

(評議員会、議員会及び監事の職務)

第10条 評議員会及び議員会は部会の運営にあたる。

監事は部会の業務及び経理を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第11条 部会長、副部会長、評議員、監事の任期はそれぞれ3年とする。但、補欠選任された場合は、前任者の残任期間とする。

役員は全て任期満了の場合でも後任者が就任するまで引続きその職務を行うものとする。

(顧問、相談役)

第12条 部会の運営上、必要に応じ総会の決議により学識経験者及び部会関係の功労者の中から顧問、相談役を置くことができる。

第四章 会 議

(会議の種類、招集、議長)

- 第13条 1.部会の会議は総会、評議員会及び議員会とし部会長が召集する。
- 2.総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年6月に開催し、臨時総会は部会長が必要と認めるとき又は、部会員が総部会員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び召集の理由を明記した書類を部会長に提出して召集を求めるとき開催する。
- 3.総会の招集は少なくとも14日前までに各会員に対し会議の目的たる事項、日時、場所につき通知しなければならない。
- 4.総会、評議員会及び議員会の議長には部会長をもってあてる。部会長事故あるとき又は欠員のときは副部会長が議長となる。

(総会の議事)

- 第14条 1.総会は第15条に規定する場合を除き、総部会員の3分の1以上に出席がなければ議事を開き議決する事ができない。
- 2.総会の議事は第4項の但し書及び第15条に規定する場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところにする。
- 3.総会における会員の表決権及び議決権は各々1個とする。
- 4.総会においては召集の通知にあらかじめ記載した事項についてのみ議決する事ができる。
- 但、出席者の3分の2以上の同意があった場合はこの限りではない。
- 5.総会の表決及び選挙について、総会に欠席する会員は委任状により権利の行使を出席する会員に委任する事ができる。
- 6.総会においてはその延期又は続行の決議をすることができる。

(総会の特別議決方法)

- 第15条 次に挙げる事項は総会において総部会員の半数以上が出席し出席者の3分の2以上の多数による決議を必要とする。
1. 規定の変更
 2. 解散
 3. 部会員の除名
 4. 役員解任

(総会の議事録)

- 第16条 総会の議事については議事録を作成しなければならない。

(総会議決の効力)

第17条 総会の議決は商工会議所常議員会の承認を得て商工会議所の議決とする事ができる。

(2号議員の選出)

第18条 部会は総会において部会員のうちより会議所の2号議員を選出する。

(評議員会、議員会)

第19条 1.部会の運営を円滑にするため必要に応じ評議員会又は議員会を開催する。

2.評議員会は部会の運営に関する重要な事項につき協議し議決を要する事項については、評議員の3分の1以上の出席を要し、出席者の過半数により決する。

3.議員会には議員の3分の1以上の出席を要し、出席者の過半数により決する。

(委員会)

第20条 部会の運営と活動を円滑にするため評議員会の議決により必要に応じ委員会を設ける事ができる。

(会議所役員の参加)

第21条 会議所の役員は総会、評議員会、議員会及び各委員会に出席し意見を述べる事ができる。

(部会の経費)

第22条 1.部会に関する会議所の経費をもって充当する。

2.部会運営のため必要ある場合、部会費を会員より徴収する事ができる。
部会費の金額及び徴収方法は総会において定める。

(会計、事業年度)

第23条 部会の会計及び事業年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(変更)

第24条 本規定は総会の決議を経なければ変更する事ができない。

付 則

この規定は昭和45年8月15日施行

- 〃 平成4年6月24日一部改訂
- 〃 平成6年6月22日一部改訂
- 〃 平成21年6月10日一部改訂
- 〃 平成24年8月1日一部改訂